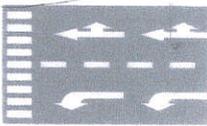
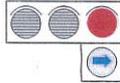


問1 運転免許証は単に技能だけではなく安全運転に必要な知識・状況を判断する能力、法令を守ろうとする気持があると認められる者に与えられるものである。

問2  交差点の手前に左図のような標示のある通行帯を通行中、緊急自動車が近づいてきたので、指定された通行区分に従わず、交差点をさけて道路の左側に寄って一時停止した。

問3 右折や左折をするときは、必ず徐行しなければならない。

問4 運転者は、前車が急に停止してもこれに追突しないだけの車間距離をとって走行しなければならない。

問5  この信号機の信号に直面した自動車、原動機付自転車、軽車両は、矢印の方向へ進むことができる。

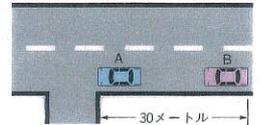
問6 中央線のない道路では、左右から歩行者などが飛び出してくる危険があるので、道路の中央を走行する。

問7  このような標識のある道路では、自動車と原動機付自転車は通行してはいけない。

問8 進路の前方に駐車している車があったので、加速して反対方向からの車より先に通行した。

問9 標識や標示による指定がない一般道路を原動機付自転車で、毎時50キロメートルで運転した。

問10 優先道路を進行中のB車は、右図のような位置で前方も後方も安全であり、交差道路の状況も安全であるときは、A車を追い越してもよい。



問11 大型二輪免許を受けられる年齢は、16歳以上である。

問12 信号のあるところでは、前方の信号に従わなければならない、横の信号が赤色になったからといって発進してはならない。

問13 走行中の車から空きカンを投げ捨てることは、他の交通利用者に危険を与えるばかりでなく、交通事故の原因ともなる。

問14 児童、幼児の乗り降りのため止まっている通園、通学バスに追いついたので、減速して側方を通過した。

問15  このような標識のある場所のそばを通るときは、必ず徐行しなければならない。

問16 自動車損害賠償責任保険証明書、または責任共済証明書は重要な書類であるから、自宅に保管しておくのがよい。

問17  この標識は、前方に十形道路交差点ありを知らせているので、警音器を鳴らして交差点に近づかなければならない。

問18 長距離の運転は、疲れるから2時間に1回ぐらいは休息をとるのがよい。

問19 信号機により交通整理が行われている見とおしのきかない交差点を通行する場合は、徐行しなければいけない。

問20 (ア)  この二つの補助標識は、(ア)が「始まり」を、(イ)が「終わり」を表わしている。

(イ) 

問21 進路の前方を松葉づえをついて歩いている人がいたので、警音器を鳴らして車の接近を知らせた。

問22  このような標示のある場所には、停止してはいけないが駐車ならしてもよい。

問23 信号機の信号が青から黄に変わった場合に、停止位置で安全に停止することができるときであっても、黄は止まれの信号ではないからそのまま進行してもよい。

問24 オートマチック四輪車は、始動直後やエアコン作動時は、エンジンの回転数が高くなり急発進する危険があるので注意する。

問25 走行中の速度は決められた速度の範囲内で、道路や交通の状況、天候や視界などに応じ、安全な速度を選ぶ。

問26 見とおしのよい踏切を通過するときは、安全が確認できれば一時停止しなくてもよい。

問27 同一方向に進行しながら進路を右方や左方に変えるときは、右折や左折ではないから合図をしなくてもよい。

問28 安全確認は、たびたびやると運転がのろのろし交通渋滞の原因となるのでよくない。

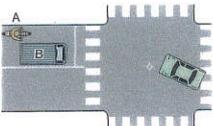
問29  このような標識は、警告音を鳴らさなければならない区間であることを表わしている。

問30 道路を通行する以上、絶対に安全であるという保障はない。だから自分が正しく通行するのはもちろん、まわりの交通にも十分注意して危険に近寄らないような運転をする。

問31 進路変更、転回、後退などをしようとするときは、合図をすれば安全を確かめなくてもよい。

問32 シートベルトは、交通事故の場合に被害を軽減する効果がある。

問33 歩行者の側方を通過しようとしたら、歩行者との間に安全な間隔をあけることができなかったので、徐行して通過した。

問34  この交差点で二輪車Aが減速した大型車Bの左後方を追従して直進するときは、B車のかげに向する右折車があることを常に予測して運転する。

問35 雨が降っているときは、空走距離が長くなるだけでなく、制動距離も長くなる。

問36 歩行者用道路であっても、自動二輪車のエンジンを止めて押して歩く場合は通行してもよい。

問37  左図の標示のあるところで、矢印のような進路をとって転回した。

問38 幼児を四輪車に乗せるとき、病気などやむを得ない場合や幼児が使用をいやがるときは、チャイルドシートを無理に使用しなくてもよい。

問39 こう配の急な下り坂であっても「徐行」の標識がなければ徐行する必要はない。

問40  このように灯火を横に振っている信号は、矢印の方向の交通については、赤色の信号と同じである。

問41 2台以上の自動車をつらねて集団で走行するのは、いわゆる暴走族の暴走行為とみなされるのですべて禁止される。

問42 一方通行の道路で緊急自動車が接近してきた場合は、右側に寄って進路をゆずる。

問43  車道にこのような標識があるところでは、矢印のように進行しなければならない。

問44 自動車（二輪車を除く）は歩道や路側帯のない道路を通行するときは、その車輪が路肩（路端から0.5メートル幅の部分）にはみ出して通行してはならない。

問45  このように道路に面した車庫などに入るときは、矢印のように入るのがよい。

問46 路線バスが停留所で発進の合図をしていたが、先を急ぐため警告音を鳴らしてその側方を通過した。

問47 追い越されるときは、追い越しが終わるまで速度をあげてはいけない。

問48  右折車や左折車は、このような矢印のある車両通行帯を通行してはならない。

問49 道路の中央線が黄の実線であったが、追い越しをするため中央線をはみ出して通行した。

問50  道路の左端や信号機にこの標示板があるときは、前方の信号が赤であっても、自動車や原動機付自転車は、まわりの交通に注意しながら左折してもよい。